

○「請願・陳情に関する先例の見直しについて

議会事務局

1 経緯

令和第1回定例会（新年度予算審議）及び第3回定例会（決算認定）における日程では、一般質問より委員会審査を先に行うこととするため、請願・陳情の受付について先例を見直したい。

2 見直しの概要

- (1) 既存の先例や一般質問より委員会審査が先に行った定例会を踏まえ、「告示日の5日前（市の休日を除く）の午後5時までに受理した」ものを、その定例会で扱う。
- (2) 受付事務を標準化させたいため、年4回の定例会にいずれにおいても、「告示日の5日前（市の休日を除く）の午後5時までに受理した」ものを、その定例会で扱こととしたい。
- (3) この見直しの適用は、令和4年第1回定例会からとしたい。

3 先例集の見直しについて

『飯田市議会先例集』第11章 請願及び陳情、第1節 請願において、以下のとおり修正する。ただし、これまでに決定され、運用してきた事項は、これまでの経過として、残すこととしたい。

【新】

- (1) 告示日の5日前（市の休日を除く）の午後5時までに受理した請願及び陳情について、その定例会で審議する。令和4年第1回定例会から適用する。

（令和3年11月17日議会運営委員会 **決定**）

- ・告示日の翌日の午後5時までに受理した請願及び陳情は、その定例会で審議するのを例とする。（平成12年7月11日議会運営委員会決定）
- ・一般質問より委員会審査が先に行われる日程の場合は、請願及び陳情の扱いとして「告示日の5日前（市の休日を除く）の午後5時までに受理したものを審議する」こととした例。受付した請願及び陳情の情報は文書表により各議員へ情報提供した。（令和3年・定1 令和2年11月17日議会運営委員会決定）

【旧】

- (1) 告示日の翌日の午後5時までに受理した請願及び陳情は、その定例会で審議するのを例とする。

（平成12年7月11日議会運営委員会決定）

- ・一般質問より委員会審査が先に行われる日程の場合は、請願及び陳情の扱いとして「告示日の5日前（市の休日を除く）の午後5時までに受理したものを審議する」こととした例。受付した請願及び陳情の情報は文書表により各議員へ情報提供した。

（令和3年・定1 令和2年11月17日議会運営委員会決定）